

平成 24 年 8 月 30 日

| | |
|------------------|---|
| 問合せ先 海事局安全基準課 | 代表 03-5253-8111 国際基準調整官 斎藤、専門官 岡 |
| 海事局安全・環境政策課 | 内線 43925 直通 03-5253-8636 FAX 03-5253-1644 課長補佐 松尾、係長 山村 内線 43502 直通 03-5253-1642 FAX 03-5253-1642 |

欧州連合(EU)による外航海運温暖化独自地域規制導入の動きに対し、 主要各国との共同書簡をEUに手交

8月29日、我が国は、外航海運の温暖化対策に係る欧州連合(EU)独自規制導入の動きに関して、主要先進国・船主国(豪州、バハマ、カナダ、パナマ、シンガポール及び米国)と協調して、EU に対し、「独自の枠組ではなく国際海事機関(IMO)における検討に注力すること」を主張する共同書簡を、我が国の欧州連合日本政府代表部よりEU議長国(キプロス共和国)及び欧州委員会に手交しました。

1) 外航海運の温暖化対策に係る国際的な検討状況及び我が国のスタンス

外航海運の温暖化対策については、個別の国あるいは地域単位での規制ではなく、全ての船舶を対象とするグローバルな規制が必要との基本認識のもと、昨年、国際海事機関(IMO)において、新造船の燃費規制を柱とした規制案が採択されました。当該規制は来年1月に発効することとなっています。さらに、現在、IMOでは、燃料油課金制度及び排出権取引制度等を用いたさらなる温暖化対策の条約策定作業等が行われているところです。

我が国は、IMOにおけるグローバルな規制の策定作業が最適であるとの考えに基づき、今後とも、IMOの取り組みに積極的に貢献していく方針です。

2) EU独自の動き

一方、欧州連合(EU)は、IMOにおける国際的な議論を待たず、EUに入港する船舶への燃料油課金制度及び排出権取引制度等を、一方的に外航海運へ導入する独自地域規制の検討作業を開始しており、本年1月から4月にかけて、当該地域規制導入に係る意見を内外から求める手続きを実施しました。これに対して、我が国政府をはじめとしてEU域外国政府及び国際海運関連の業界団体から、多数の反対意見が提出されたところです。

3) 共同書簡の手交

さらに、我が国は、主要先進国・船主国たる豪州、バハマ、カナダ、パナマ、シンガポール及び米国を共同署名国として、「EUが独自の枠組ではなく国際海事機関(IMO)における検討に注力すること」を主張する各国EU代表部大使等連署の書簡を、8月29日、欧州連合日本政府代表部より、EU議長国(キプロス共和国)及び欧州委員会に手交しました。書簡概要は別紙のとおりです。

共同書簡概要

【書簡宛先】

コーネリアス・コーネリオウ 欧州連合キプロス代表部大使
(注：キプロスはEU議長国)
シーム・カラス 欧州委員会副委員長（運輸担当）
コニー・ヘデゴー 欧州委員会委員（気候行動担当）

【写し】 関水康司 国際海事機関(IMO)事務局長

【共同署名国】 豪州、バハマ、カナダ、パナマ、シンガポール、米国、日本

【書簡概要】

- 我々は、国際海運は、温室効果ガス排出削減に対してグローバルな貢献を行うべきであると信じている。我々は、欧州連合（EU）及びその加盟国が協調して国際海事機関（IMO）における検討に取り組むことにより、大きな成果を達成することができると確信している。
- 2011年7月にIMOにおいて採択されたエネルギー効率設計指標（EEDI）規制は、グローバルな取り組みが有意義であることを示している。IMOにおける採択は、主要な成果であり、過小に評価すべきではない。当該規制は、経済セクターにおける世界で初めての温室効果ガス排出削減に関する国際規制である。
- 我々は、欧州委員会が、国際海運セクターからの温室効果ガス排出削減を目的に、EU独自の枠組の制定を提案していると承知している。我々は、同委員会に対して、EU独自の枠組ではなく、IMOにおける検討に注力するよう強く求める。我々は、IMOにおけるさらなる温室効果ガス排出削減手法の検討について、引き続き、EU及びその加盟国と緊密に連携して取り組んでいくことを望んでいる。EU独自の枠組は、IMOにおけるグローバルな手法の検討の努力に非生産的な影響を及ぼすとともに、市場の歪曲等好ましくない変化をもたらす可能性がある。また、グローバルな枠組は、EU独自の枠組に比べ、より大きな温室効果ガス排出削減及び炭素漏洩の防止が期待できる。
- 我々は、国際海運からの温室効果ガス排出を抑制するため、EU及びその加盟国と協調し、IMOにおけるより一層の対策に取り組むたいと望んでいることを重ねて表明する。